第 21 回大阪市動物愛護推進協議会　会議録

開催日時：平成 23 年 8 月 11 日（木）　午後 2 時 30 分～4 時 00 分
開催場所：大阪市役所地下 1 階　第 5 共通会議室
参加委員：笹井委員（公立大学法人大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授）
葛城委員（公益社団法人日本動物福祉協会南大阪支部委員）
細井戸委員（公益社団法人大阪市獣医師会副会長）
安原委員（公益社団法人日本愛玩動物協会大阪府支部支部長）
山下委員（公益社団法人日本動物病院福祉協会会員）
事務局　：（こども青少年局子育て支援部保育指導担当）菊岡課長代理
（健康福祉局健康推進部生活衛生課）辻課長、松村担当係長、野間担当係長、片岡係員
（健康福祉局健康推進部生活衛生課兼動物管理センター）山田保健主幹
（動物管理センター）木村所長
（動物管理センター分室）市川保健副主幹、桜井係員

1　開会あいさつ（辻課長）

本日は委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りありがとうございます。

平素は本市の動物愛護管理行政に御協力・御尽力を賜り誠にありがとうございます。

本日 8 月 11 日で東日本大震災から５カ月が経過しており、未曾有の震災に被災された方々、また続発した原発事故により被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げる次第でございます。

さて、本年は愛護推進協議会の委員の改選の年に当たりまして、今年の 4 月に 2 名の方が再任いただき、新たに 3 名の方に御就任いただきました。今日は初顔合わせとなりますが、本協議会での御助言・御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて動物愛護行政の話題の１つといたしましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成 18 年に改正されて 5 年が経過し、今年は法改正される節目の年となります。改正の主な内容としては、インターネットによる販売を禁止するなど取扱業に対する規制の強化が主体となっています。環境省は来年の通常国会で改正案の成立を目指しています。動物取扱業監視業務を担当する本市といたしましても、今後の動向を注視していきたいと思っております。

もう１つは、本日の議題となっております「所有者不明ねこ適正管理推進事業」ですが、本事業について皆様方の御協力のおかげをもちまして、昨年度は多くの地区で実施することができました。今年度も「所有者不明ねこ」の引取り数の減少と生活環境被害の軽減を目指して引き続き本事業を実施してまいりますので、こちらのほうもよろしくお願い申し上げます。

本日は、皆様から忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、実り多い会議となりますようお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

2　議　　題

（１）委員長の選出について

事務局（片岡）

協議会設置要綱第 5 条により委員の互選によるとありますが、事務局といたしましては前回も委員を務めていただきました笹井委員にお願いしようと考えております。御異議・御意見ございます

でしょうか？

御意見もないようですので、笹井委員に委員長をお願いしたいと思います。では、笹井委員長に委員長席にお移りいただきまして、以後の議事進行をよろしくお願いします。

笹井委員長

協議会設置要綱に第５条３に基づき委員長代行の指名をしたいと思います。副委員長には葛城委員を指名させていただきたいと思います。

（一同了承）

笹井委員長

それでは議事に移ります。議題２「所有者不明ねこ適正管理推進事業」について事務局より説明をお願いします。

（２）「所有者不明ねこ適正管理推進事業」について（平成 22 年度の実施結果及び平成 23 年度の実施状況）

事務局（片岡）

それでは説明させていただきます。本協議会に今回初めて出席される方もおられますので、まずは、「所有者不明ねこ適正管理推進事業」の概要について説明させていただきます。

参考資料 3 の大阪府動物愛護管理推進計画[概要]をご覧ください。平成 18 年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国は施策推進に向けての基本指針を策定しました。各都道府県でも、この基本指針に基づき、地域の実情に応じた動物愛護推進計画の策定が義務付けられました。大阪府につきましても、平成 20 年 3 月に平成 20 年度から 10 ケ年計画として大阪府動物愛護管理推進計画を策定しました。この中で「所有者不明ねこ」いわゆる「野良ねこ」の引取り数を 3 割減少させることを一つの目標として掲げています。

さらに、計画の具体的な取り組みとして 10 項目が挙げられており、その中に生活環境被害の軽減を具体的な取り組みの一つとして挙げています。大阪市におきましても、所有者不明ねこの引取り数は減少しておらず、これらのねこのほとんどが、生後間もない子ねこです。このような不幸なねこを増やさないためには、新しく生まれてくるねこを作らないことが必要となります。

従って、「所有者不明ねこ適正管理推進事業」を実施することとなりました。本事業は「所有者不明ねこ」をこれ以上増やさない、そして地域住民とねこが共生するという考え方に基づき、地元の合意のもと、ねこの避妊去勢手術を行い、一代限りの命のねこを給餌や清掃をルールに基づいて地域の皆さんが主体となって管理していくという取り組みです。

本年度は、平成 20 年度から 2 年間にわたり一部の地域でモデル事業として実施しており、モデル事業を実施した地域の皆様にアンケート調査を実施したところ、生活環境被害が以前に比べて減った、事業の効果があったという評価をいただきました。さらに、事業実施によりその後の「所有者不明ねこ」の引取り数が減少したことから「所有者不明ねこ適正管理推進事業」を本格的に実施することとなりました。

この避妊去勢手術につきましては、今年度 300 匹を上限に公益社団法人大阪市獣医師会の協力のもと実施しております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。「所有者不明ねこ適正管理推進事業」における避妊去勢手術実施状況ですが、平成 22 年度の実績と平成 23 年度 7 月 15 日現在の実績を載せております。平成 22 年度は、市内 24 区の内 10 区 16 地域で 286 匹の手術を行いました。今年度は 10 区 17 地域で申請を受理しておりまして、127 匹が手術を完了しております。今は夏の時期ということで、術野の化膿が懸念されますので、手術は休止期間としておりますが、来月から再開する予定です。

本日は資料として、平成 22 年度及び 23 年度実績のみ報告させていただきましたが、現在 22 年度に実施した地域を対象にアンケート調査を実施しております。次回の会議で結果を報告させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

笹井委員長

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか？

別添で「公園ねこ事業」に関する記事もございます。市民の関心もたいへん高いと思いますので、活発な議論をお願いします。

葛城委員

「公園ねこ適正管理推進サポーター制度」についてお話いただきたい。

事務局（山田）

「公園ねこ適正管理推進サポーター制度」とは、ゆとりとみどり振興局が、公園美化のため、野良ねこの糞の掃除や適正な餌やりなどを公園の中で活動できる市民の団体をサポーターとして認定し、活動していただくという制度です。ゆとりとみどり振興局は、研修をして認定しています。認定された方には、公園ねこサポータの腕章を着けて公園で活動してもらいます。公園内の所有者ねこの避妊去勢手術を実施する際には、希望があれば健康福祉局の「所有者不明ねこ適正管理推進事業」を利用していただくことができ、その際には、「公園ねこ適正管理推進サポーター制度」と「所有者不明ねこ適正管理推進事業」の２つを申請していただくことになります。

葛城委員

どうような状況ですか？

事務局（市川）

公園ねこサポーターの中では、当局の「街ねこ」の制度を利用して避妊去勢をされる公園が 5 区 5 公園、当制度を利用しない公園サポーターが 7 区 9 公園ございます。5 公園のうち、制度利用の認定を受けている公園が 2 公園、現在申請中が 1 公園ありますが、今年度中には 5 公園全てに制度を活用できると思います。

葛城委員

「公園ねこサポーター制度」については、この制度に熱心な方々が多いと聞いておりましたが、今の数字ではそれほどでもないと感じます。なかなか認定を受けるのが難しいのではないのでしょうか？

事務局（山田）

ゆとりとみどり振興局から聞いておりますのは、サポーターの認定を希望される方には、研修を受けていただいて認定するというシステムになっていますので、認定を受けるのが難しいということでは無いと思います。

事務局（市川）

一つの公園で、複数のグループの方がサポーターの認定で手を挙げられる場合があるようですが、ゆとりとみどり振興局としては、1 公園 1 グループでサポーターになっていただきたく、グループ統合の調整をしているようですので、時間がかかっているのではないかと思います。

笹井委員長

新しい事業ですので、これから徐々に増えて、より良いものとなり、所有者不明ねこの引取り数も減少すると思います。

この件につきまして、他に何かございますでしょうか？

無いようでしたら、議題の 3 番「犬・ねこの適正飼養に関する啓発について」事務局より説明をお願いします。

（3）犬・ねこの適正飼養に関する啓発について

事務局（片岡）

それでは説明させていただきます。

動物の飼養につきましては、「狂犬病予防法」、「動物の愛護、管理に関する法律」及び条例により飼い主の責務が規定されていますが、実態としては、不適切な飼い方をしている飼い主がおり、大阪市にも様々な苦情が寄せられています。本市では、不適切な飼い方をしている飼い主が判明している場合には、直接その飼い主に指導を行います。また、適正飼養の継続には、きちんとした啓発が必要なため、毎年 4 月と 10 月を「犬・ねこを正しく飼う運動強調月間」として、市政だよりや町会の回覧ビラ、広報車による啓発を行っています。

しかし、啓発ビラを全市民に回覧するのは困難な状況であり、このような従来の啓発方法では、めざましい効果が得られないこともあり、より幅広い啓発方法が求められています。そこで今年度の 10 月の強調月間におきまして、資料 3 のポスターを作成する予定です。B3 サイズで電車のつり広告と同じ大きさになります。このポスターを作成し、地下鉄の駅や通路の掲示板に掲示するほか、小学校、保育園、公益社団法人大阪市獣医師会の会員病院での掲示もお願いしていく予定です。

また、啓発の一環として、次の資料のビラを作成する予定です。どのようなビラかと申しますと、平成 21 年に動物愛護推進員の皆様に推進員としての活動についてアンケートを実施し、何が活動として実施可能かとお聞きしたところ、動物愛護普及啓発資材の配布や掲示であれば実施可能である、あるいはやってみたいとの回答をたくさんの方からいただいておりましたので、今回、動物愛護推進員の皆様に啓発ビラの配布を行っていただくことを検討しております。

このビラについては、動物愛護推進員とはどの様なものか知らない市民の皆様が多いことから下部に「ご存じですか？動物愛護推進員」と宣伝も兼ねた形にしています。

今後、啓発活動の一環でビラを配布していただきまして、適正飼養に役立てていただければと考えております。

笹井委員長

ただいまの事務局の説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか？

細井戸委員

ビラのサイズはA4ですか？

事務局（片岡）

A4サイズです。

葛城委員

デザイン、文章は決まりですか？

事務局（片岡）

ポスターについては、ほぼ決定です。本日印刷納入業者も決まります。

ビラにつきましては、まだ印刷枚数等細部もまだ決まっておりません。推進員さんの意見を反映しながら改良できるところがあれば改良していこうかと考えております。

葛城委員

いつまでか、期限は？

事務局（片岡）

期限は設けておりません。

葛城委員

推進員の皆様にもこれでどうですかと、働きかけられてはいかがですか？

事務局（山田）

早急にこちらで決めるというものでもなく、推進員の方の意見もお聞きしたいと思いますので、推進員さん宛に送らせていただきまして、意見を求めたいと思います。

事務局（木村）

ポスターとビラとリンクしないのでは？

事務局（山田）

ポスターは健康福祉局として印刷します。ビラは推進員さんで活用していただく啓発ビラですので、別ものとなります。

細井戸委員

基本的には、動物愛護推進員の方がこのビラを配りたいか、あるいは配りにくいか、それを書いてもらえればよいのではないでしょうか。多くの人の意見を調整して合わせるのは不可能と思うの

で、推進員の方にこのビラを配るにあたって、配りにくい部分があれば、そこを聞いておけばよいのではないでしょうか？

ポスターに関しては、健康福祉局が強調月間に使用されるので、内容については問題が無ければ決定するということでどうでしょうか？「野良ねこへの無責任なエサやりはだめ」という文言がありますが、現在公園ねこサポーターや街ねこ関係で、野良ねこに餌をやり、公園やその地区を清掃している人と単に無責任にエサをやっている人がいて、サポーターでない人で無責任にエサを与えていると思われる人でも、ゴミを片づけたり周辺の掃除をしている場合に、本当に無責任にエサを与えている人との線引きが必要ではないかと思います。

また、公園ねこサポーターさんについては、公園でゴミを拾ったり、掃除などのボランティアで公園の管理の一端も担っておられるので、資料の新聞記事にあるようにエサ代、トイレの砂代、手術代もサポーターの方が負担しているのであれば、ゆとりとみどり振興局に対して、何らかの補助、例えば手術代の負担等が可能となるようお願いいただきたい。

笹井委員長

ゆとりとみどり振興局の担当者が今回欠席されているので、本協議会でこのような意見がでたことをお伝えいただき、できるだけ善処をお願いしたいと思います。

他に何かございませんでしょうか？御意見がないようなので、次の議題に移りたいと思います。

（4）今年度の計画について

事務局（片岡）

それでは説明させていただきます。

先程の啓発ポスターの件についてですが、9 月に掲示を依頼する予定です。

11 月頃に今年度 2 回目の動物愛護推進協議会を開催する予定です。

また、平成 24 年 2 月頃動物愛護推進員を対象とした研修会を開催する予定です。この研修会につきましては、昨年度「おおさかワンニャンセンター」の見学を兼ねた研修会を実施いたしました。推進員さんにも大変好評を得まして、参加できなかった方々からも、是非とも再度開催してほしいとの御意見も頂いておりますので、今年度も再度「おおさかワンニャンセンター」での開催を予定しております。今年度の協議会 3 回目は来年 3 月に開催を予定しております。

この議題については以上です。　よろしくお願いいたします。

笹井委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか？

細井戸委員

研修会の内容等についてはあるのでしょうか？

事務局（山田）

具体な内容については現在のところ考えておりません。

細井戸委員

先程、葛城委員からもありましたように、今回推進員がビラを配布するという初めての役割をいただいたのですが、実際にこのビラを配って発生する問題点とか、今後どのように進めていたらよいかなど、ディスカッションする時間を設けられた方が良いかと思います。

それとせっかく来ていただくことになるので、身に着く内容のものが良いと思います。次回の会議までに皆さんで考えて来ていただいて、意見の交換をするのはいかがですか？

私としては、１つは笹井先生が専門にされている共通感染症的な内容やこの協議会に参加されている方々の所属している団体の活動内容の紹介や推進員さん同士の情報交換などが面白いのではないかと思います。

もちろん「おおさかワンニャンセンター」の見学も続けられたら良いと思います。大阪市の１つの顔ですから、常に行きやすい形にしていただければ良いかと思います。

笹井委員長

よろしいでしょうか？

私の方もスタッフがおりますので、内容を示してしただいて依頼していただければお話させていただきますので御活用ください。

事務局（山田）

ただいま御提案いただきましたように、今年度の研修は「おおさかワンニャンセンター」の見学と推進員さんに活動していただく意味の検証など、様々な情報をお伝えする研修会を考えていきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

笹井委員長

他に御意見等ありませんでしょうか？

安原委員

推進員さんの件ですが、何をしていいのかわからない、推進員証を出したことがないのが実情で、推進員さんの役割や推進員さん同士で活動できる場ができればいいと思います。

葛城委員

行政として飼いねこは屋内飼育、外ねこは外ねこという形で、正直、相反するものがあると思いますが、本来なら室内で飼育するというのが本当です。無責任なエサやり、責任のあるエサやりというのもどのようなものかわかりませんが、正直、トラブルも多い状態です。ひどいものでは、最近私の方であったのですが、警察沙汰になったことがあり、その辺が行政として難しいところかなと思います。私たちも外ねこで良いとは言いません。法律を遵守する立場でありますので、矛盾したこととは思います。ポスターに関してですが、マイクロチップの件は入れられないのでしょうか？

事務局（山田）

行政としましては、犬は鑑札、済票の装着が義務付けられているので、これを前面に出して PR

していきたい。
　マイクロチップは、先の震災時でもたいへん役に立ったと認識していますが、今回のポスターにつきましては、登録をしていない、鑑札、済票を装着していない犬が多いので、そこを PR していきたいと思います。

笹井委員長
　よろしいでしょうか？
　それでは、無いようですので、本日は活発な御意見をいただき、事務局へは宿題もあるようですが、検討していただき次回よろしくお願いします。
　それでは、事務局へお返ししたいと思います。

事務局（片岡）
　どうもありがとうございました。
　その他委員の方々、または事務局から事務連絡ございませんでしょうか？

細井戸委員
　おおまかで結構ですが、東北の震災で避難者の方が、動物、ペットを連れて大阪市内におられるという情報は入っているでしょうか？

事務局（山田）
　ありません。

細井戸委員
　動物管理センターには、被災者が連れてきたペットの件で依頼等ありましたでしょうか？

事務局（木村）
　南港での避難施設で犬を入れられるケージはないかと聞かれたので 2 頭分お貸ししました。
　その後、その方々は、別所へ引っ越されました。

細井戸委員
　私も毎月被災地に行っておりますが、震災直後はペットと一緒にいたい、近くに動物がいるというつながりを被災者の方は求められるので、動物管理センターやシェルターに放棄せずに動物を預けられますが、３カ月以上過ぎますと自分達の生活の目途を立てざるを得なくなるため、所有権放棄をされる方がだんだん増えてきます。仙台市や宮城県の動物管理センターでは、譲渡先を県内や関東地方で見つけていたものの、それが追いつかなくなってきている。大阪市の動物管理センターへ譲渡先のとしての依頼要請が来ますか？我々としても、譲渡先を探す協力をする時期が来るのかと思います。その後追いとして、福島の原発の件も同様に出てくるのではないかと思います。
　その辺の情報等入りましたら教えていただきたい。私どもにも情報が入りましたらお伝えいたします。大阪という場所柄、遠方であったり、文化が違うということで、今までこのようなことはなかったと思いますが、今後譲渡先、引っ越し先としてはあると思います。その時は推進員さんのお

力も必要となるので、推進員さんがお手伝いできる機会を作っていただければありがたいと思います。

葛城委員

動物を同行して大阪市へ避難してきた方が、公的住宅では飼育できない状態があります。私のほうでも飼育でトラブルがあり相談を受けており、公的住宅で動物を飼える方法として担当局としての働きかけは、いかがでしょうか？

山田主幹

大阪市が県や自治体を通して呼び掛けるということはしておりません。

行政として他の行政に対して「ああしてほしい」とか「こうした方が良い」とかは言えません。

先方から要請があれば、私どもが手伝いに行けるかとか思いますが、実際には呼びかけが無い状態です。

葛城委員

ご存じかもしれませんが、シェルターを持つ大きい団体さんは、かなりいっぱいの状況であると聞いております。把握されておられるでしょうか？

大阪にも預かりという形で来ているものと思います。

細井戸委員

大阪府の方ではないでしょうか？

笹井委員長

今出てきた問題は、非常に複雑な問題で、行政でもここと全く逆に立場をとることもあります。動物がおれば困るということもあります。1 つの部署で解決できるものではありませんが、できるだけ人と動物が共生していける社会を創るのがこの協議会の目的と思いますので、なんとか力を併せてできればと思います。

他にありませんでしょうか。

事務局（片岡）

無いようですので、第２１回動物愛護推進協議会を終わらせていただきます。

3　その他

傍聴者：１名

問合せ先：健康福祉局健康推進部生活衛生課（乳肉衛生）

０６－６２０８－９９９６